

新潟県条例第2号

新潟県議会議員給与条例の一部を改正する条例

新潟県議会議員給与条例（昭和25年新潟県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第8条 議員が招集に応じ、議会又は委員会等に出席した場合（<u>新潟県議会会議規則（昭和26年新潟県議会規則第1号）第33条の2第2項の規定により出席したものとみなされた場合を除く。</u>第3項において同じ。）は、前条の規定にかかわらず、会議に出席した日数により、次の費用を弁償する。この場合において、休会の日（新潟県の休日定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）の日数は、会議に出席した日数とみなす。</p> <p>（略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>第8条 議員が招集に応じ、議会又は委員会等に出席した場合は、前条の規定にかかわらず、会議に出席した日数により、次の費用を弁償する。この場合において、休会の日（新潟県の休日定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）の日数は、会議に出席した日数とみなす。</p> <p>（略）</p> <p>2・3 （略）</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。